

**令和6年度 第1回静岡県環境審議会 会議録**

<b>日 時</b>	令和6年6月3日（月）午後2時03分から午後3時41分まで
<b>場 所</b>	県庁本館4階 特別会議室
<b>出席者 職・氏名</b>	<p><b>委 員</b>（敬称略、五十音順）（18名）                  浅見 佳世、荒巻 太枝子、井上 隆夫、小野寺 郷子、亀井 暁子、木村 浩之、小杉山 晃一、小南 陽亮、近藤 多美子、齋藤 寛、勝呂 恭正、谷 幸則、中川 教子、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、望月 鉄彦、山本 早苗</p> <p><b>事務局</b>（県側出席者）（18名）                  池ヶ谷くらし・環境部長、杉本くらし・環境部長代理、光信くらし・環境部理事、伏見くらし・環境部参事、西室くらし・環境部参事、中山くらし・環境部参事兼環境ふれあい課長、清環境局長、栗田環境局参事、佐藤環境政策課長、上家自然保護課長、浅見鳥獣管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、西尾廃棄物リサイクル課長、加茂生活環境課長、多米水資源課長、岩本盛土対策課長、阿部衛生課長</p>
<b>議 題</b>	<p><b>1 諮問事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区特別保護地区等の指定</li> <li>・河川における環境基準の水域類型の見直し</li> <li>・浜名湖圏域流域水循環計画の策定</li> </ul> <p><b>2 審議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について</li> </ul> <p><b>3 報告事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉部会審議結果</li> </ul>
<b>配布資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度第1回静岡県環境審議会 次第</li> <li>・座席表</li> <li>・静岡県環境審議会 委員一覧</li> <li>・静岡県環境審議会 特別委員一覧</li> <li>・県側出席者一覧</li> <li>・静岡県環境審議会条例</li> <li>・諮問事項                         <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護区特別保護地区等の指定 【資料 1-1, 1-2, 1-3】</li> <li>河川における環境基準の水域類型の見直し 【資料 2-1, 2-2, 2-3】</li> <li>浜名湖圏域流域水循環計画の策定 【資料 3-1, 3-2, 3-3】</li> </ul> </li> <li>・審議事項                         <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について 【資料 4-1, 4-2, 4-3】</li> </ul> </li> <li>・報告事項                         <ul style="list-style-type: none"> <li>温泉部会審議結果 【資料 5】</li> </ul> </li> </ul>

## 1 議事

### (1) 諮問事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区等の指定
- ・河川における環境基準の水域類型の見直し
- ・浜名湖圏域流域水循環計画の策定

### (2) 審議事項

- ・静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について

### (3) 報告事項

- ・温泉部会審議結果

## 2 審議内容

### (1) 会議成立の確認

委員 20 人中 18 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

### (2) 諮問事項

#### ・鳥獣保護区特別保護地区等の指定

令和 6 年 6 月 3 日付けで知事から諮問のあった「鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、次第に沿いまして議事を進めます。円滑な議事進行へのご協力を、よろしくお願いいたします。

本日は諮問事項が 3 件あります。

まず、「鳥獣保護区等の指定」について、自然保護課長から説明をお願いします。

(自然保護課長) それでは、諮問事項であります「鳥獣保護区特別保護地区等の指定」について、ご説明します。

資料は、9 ページの資料 1-1 から 1-3 となります。私からは、資料 1-3 によりご説明します。17 ページをごらんください。

まず説明内容ですが、初めに鳥獣保護区等の制度概要、次に諮問事項の鳥獣保護区特別保護地区等の指定、最後に今後のスケジュールについてご説明します。

県内における鳥獣保護区等の指定状況と制度の概要についてご説明します。時間の関係もごさいますので、諮問対象のみご説明いたします。

まず、鳥獣保護区特別保護地区ですが、鳥獣保護区内で鳥獣の生息地保護を図るため特に必要と認める区域として、県内で 4 か所を指定しております。特別保護地区では、通常の鳥獣保護区と同様に狩猟が禁止されるほか、鳥獣の生息環境を保全するため、工作物の設置や立木の伐採等が制限されます。

次に、狩猟鳥獣捕獲禁止区域ですが、鳥獣の保護と農林業被害対策の両立を図る区域として県内で 4 か所を指定しております。この区域では、農林業に被害を与える加害獣として、イノシシ、ニホンジカのみ狩猟が可能となっております。

次に、鳥獣保護区制度の種類ごとに指定期間などをまとめた表になります。今回諮問対象となる制度は赤枠内となります。

指定期間につきましては、鳥獣保護区特別保護地区は原則 10 年、狩猟鳥獣捕獲禁止区域は 3 年となっております。

指定された区域では、狩猟が禁止または一定の制限を受けることとなりますが、農林

業に被害を与える鳥獣の捕獲を行なう有害捕獲や、個体数の管理のための管理捕獲は指定区域内でも行なうことができます。

次に、今回の諮問事項になります。(1)として「千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区の再指定」、(2)として「桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」。以上2つの事項について審議会にお諮りするものであります。

こちらが、お諮りする区域の位置図になります。北に千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区、南に桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域となっております。

それでは、諮問事項についてご説明します。

まず、「千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区の再指定」についてであります。

当該区域は南アルプスの光岳の南西部に位置し、大井川源流部の自然環境豊かな地域で、鳥類や大型哺乳類等の多様な鳥獣の生息地、繁殖地として、昭和49年から鳥獣保護区特別保護地区に指定しております。このたび、令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間の再指定について諮問するものであります。

こちらの赤色の網かけの部分が千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区となり、周りの薄い赤色の部分が千頭水窪鳥獣保護区になります。

次に、指定区域の状況であります。

当該区域はシラビソ等の亜高山帯の天然林が多く、その全域が国有林となっており、林野庁で保護林に指定され生態系が保護されております。

また、ニホンジカによる下層植生の食害等も見られますが、植生は保たれており、鳥獣の良好な生息環境が保全されております。

こうした現状を踏まえ、今後も鳥獣の生息地、繁殖地として保護を図るため、鳥獣保護区特別保護地区として再指定することについてお諮りするものであります。

次に、「桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」についてであります。

当該区域は掛川市北西部に位置し、区域内は林野や農耕地が広がり、多様な鳥獣の生息地となっております。今回、令和6年11月1日から令和9年10月31日までの3年間の指定について諮問するものであります。

なお、区域南部は現在飛鳥特定猟具使用禁止区域に指定しており、銃猟を禁止しておりますが、当該区域での銃猟によるイノシシの捕獲を進めるため、区域北部の桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域に編入し、名称も改めて指定をするものであります。

区域北部が現在の桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域となり、区域南部が現在の飛鳥特定猟具使用禁止区域となります。2つの区域を統合し、桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域として指定を行なうものであります。

次に、区域北部の状況であります。

当該区域の70%が林野となっており、特に鳥類の生息環境が豊かな地域となります。平成11年に鳥獣保護区に指定しましたが、イノシシによる農林業被害が拡大したため、平成21年に狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定しイノシシ等の捕獲を進めていますが、いまだ被害は横ばいとなっております。

指定区域の状況ですが、区域内には林野やため池が点在し、鳥獣の生息環境が確保されている一方で、農地では電気柵の設置などの獣害対策をしておりますが、いまだイノシシ等による被害が発生しております。

区域南部の状況であります。

当該区域内は茶園が多く、また湖沼が点在しており、水鳥等の鳥類が多く生息してお

ります。鳥獣の保護、茶園の作業者の安全確保等の目的から、昭和 60 年に特定猟具使用禁止区域に指定し銃猟を禁止してまいりましたが、近年イノシシによる被害が拡大しており、捕獲圧を高めるため、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替えをするものであります。

指定区域の状況ですが、里山からイノシシが出没するため電気柵等による対策をしておりますが、いまだ被害が発生しており、近年捕獲の強化をしております。

次に、当該区域で主に農林業被害を発生させているイノシシの捕獲、農林業被害の状況です。

捕獲数は、豚熱の影響で令和 2 年度以降一時減少しましたが、再び増加しております。特に区域南部は、令和 5 年度の有害捕獲頭数が 77 頭となり急増しております。

農林業被害の状況は、おおむね横ばいで推移しております。

こうした現状を踏まえ、鳥獣の保護とイノシシ等の獣害の抑制を図るため、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定することについてお諮りするものであります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。

今回の諮問は、鳥獣保護管理法に基づくものであります。諮問事項について答申をいただいた場合、環境大臣への届出を経て県公報に告示を行なうこととなります。11 月から始まる狩猟期に間に合わせるため、9 月に開催予定の審議会で答申をしていただければと考えております。

諮問事項の「鳥獣保護区特別保護地区等の指定」については以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

(委員) ありがとうございます。

今、鳥獣被害はやっぱりすごく増えていて、特にクマの被害が東北のほうとかで本当に増えているということを知ると、今の現状で、この特別保護地区の状態の中で何とか保たれているというご報告なんですけど、これは 10 年間保護区の地域が指定されるわけなので、もっと広げなきゃいけないのかとか、守り方としてどうなのかというのは検証しなくても大丈夫なんですかね。何か日本中、本当に今そういういろんな鳥獣害の被害の報道が聞かれるというふうになると、動物には県境はないので移動したりとかするかなど。

それで、これから 10 年間この保護地区になるということで、保護地区になることは多分必要なことだと思うんですが、広げる必要はないのかというのが質問です。お願いします。

(自然保護課長) ご質問ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、広げることについても検討いたしました。地元の方や農林業に関わる方の御意見もお聞きしました。

特別保護地区につきましては、その周りにある鳥獣保護区を広げるという考えもご意見を伺いましたが、今委員おっしゃられたとおり、やはりシカとかイノシシの被害が多いということで、今は広げるタイミングではないのではないかと。そこは慎重にやるべきじゃないかというご意見もありましたので、千頭水窪の鳥獣保護区の全体として見ますと区域の増減はないような形となっております。

今お話のありましたクマにつきましては、昨年度、やはり本県でも過去最多の目撃数が確認されておりまして、これまで最多が約 90 件ぐらいだったんですが、昨年度は 1 年間で 121 件の目撃数が寄せられました。目撃件数なので、どこまで正しいかは分からないところがありますが、全国や本県のクマを状況を見ますと、やはり人の生活圏に下りてきているんじゃないかという懸念もございますので、今年度から 2 年間、クマの実態調査をやることになっており、GPS による行動分析と生息密度を測る調査を実施します。県内ですと、クマにつきましては、南アルプス地域個体群と富士地域個体群という 2 つの地域個体群がございます。富士地域個体群につきましては、生息数が少ないということで、レッドデータブックにも記載されております。その実態をまずは把握して、対策につなげていきたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。ぜひ調査を注視していただければと思います。

あと、地元の方のご意見をよく聞いていただいているみたいで安心しました。ありがとうございます。

(会長) ほかにございますか。

(委員) 10 年間分の再指定ということで、意見です。

これは、鳥獣保護区に指定されているということは、この審議会の最後のほうで「生物多様性保全の推進」というのが「その他」のところでは上がっていますが、生物多様性の保全に当たって、「30by30」、2030 年までに国土の 30% を保全していくというのが目標になっております。それは地球規模で目標になっていて、県のほうでもそれを推進されているということなんです、鳥獣保護区の場合は、もう既に世界のデータベース、World Database というところに指定されて、30% のうちの幾つかという形で面積がカウントされています。

その目で見た場合に、この資料の 21 ページの「指定区域の状況」の写真を見せていただきますと、コメツガ林にしろシラビソ林にしろ、あるいは尾根付近の状況にしろ、林床がほとんど全て草が生えていない、低木も生えていない状況となっています。ということは、これはシカの食害がかなり大きいものだと思います。

鳥獣保護区の場合、「30by30」で指定されていて面積的には確保されているんですが、今問題になっているのは質の向上なんです。こうして見ますと、生物多様性の面からは、かなり難しい状況にありますので、ぜひ再指定するとともに、質の向上にも注意して努力していただきたいなと思います。これが意見として 1 点。

それから、1 つお願いがございまして、今後のスケジュールを見ますと、部会が 7 月に開かれるということです。このときは、できたら現存植生図を添付していただきたいと思っております。現存植生図を添付していただくことによって、植林がどのぐらいの割合なのか、農地がどの程度なのか、あるいはため池がどのように点在しているのか、茶畑がどういうふうな形で分布しているのかということが分かりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(自然保護課長) ご意見ありがとうございます。

まず、今お話があった現場のササの状況なんですけど、私たちも現場のほうへ事前に確認しに行きました。確かにササの状況でシカの食害状況がある程度判断できるかなと思っただけなんですけど、頂上付近に至る途中にササが非常に繁茂しており、10 年前の状況もそうでした。

今回私たちが見に行ったときも、その途中の状況はササはかなり豊富で、私たちが歩

くのものにも困難なぐらいな感じでしたので、そこは変わっていないんじゃないかという判断の下、今回の諮問として上げさせていただいています。

今委員おっしゃったとおり、植生図のほうは昨年の審議会のときもご指摘をいただいておりますので、そこは把握しながら進めさせていただければと思っております。

(会長) よろしいですか。ほかに、ございますか。

(委員) これも部会するときについての要望なんですけれども、特別保護地区というのは、そうではない場所に全て取り囲まれているというのが理想的な状況なんですけれども、1つ目の千頭水窪の話ですけれども、ちょうど県境に位置しているので、長野県側がどのような指定をされているのかという資料もあれば同時に添付していただければと思います。

県外のことですから、鳥獣保護区にしろとかという要望ができるかどうかというのはまた別のことだと思いますけれども、ちょうど一番いいところに特別保護地区を設置しているとすれば、その西側がどうなっているのかは多分非常に大きな影響を与える部分になると思いますので、そちらの資料のほうもぜひお願いします。

(自然保護課長) 部会の際には準備をさせていただきます。ありがとうございます。

(会長) ほかにございますか。非常に部会が充実するような質問事項、意見でいいと思います。では、いいですかね。

この件につきましては、鳥獣保護に関する知識・経験等を有する方々により専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、鳥獣保護管理部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 皆さん異議なしと。

オンラインの方は、ご異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。

異議なしということで、それではそのように決定いたします。

鳥獣保護管理部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

#### ・河川における環境基準の水域類型の見直しについて

令和6年6月3日付けで知事から諮問のあった「河川における環境基準の水域類型の見直しについて」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) つきまして、「河川における環境基準の水域類型の見直し」につきまして、生活環境課長から説明をお願いします。

(生活環境課長) 資料27ページの、右肩に「資料2-1」とあるものをごらんください。生活環境課から、「河川における環境基準の水域類型の見直し」についてお諮りいたします。

資料下記に記載のとおり、河津川等5水域における環境基準の水域類型の見直しについて、本審議会にご意見を求めるものであります。

具体的な内容につきましては、4枚おめくりいただきまして、31ページ、右肩「資料2-3」をごらんください。

次のページのスライド番号2をごらんください。

環境基準についてご説明いたします。

「環境基準について（河川）」の下の「◎」で、環境基準は、健康の保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として国が定めているものであり、国、県、市町が施策を講ずる上での目標となる基準であります。

河川の環境基準は、有害な化学物質等27項目を基準とする「健康項目」、それからpH、BOD、SS等を基準とする「生活環境項目」の2つに分類されております。「健康項目」がどの河川も全国共通の基準となっているのに対し、「生活環境項目」は、きれいなほうから「AA」、それから「A」「B」の順で「E」まで6段階の水域類型を指定し、その類型ごとに基準値が設定されております。今回は「生活環境項目」の水域類型の見直しをお諮りするものであります。

次のページをごらんください。

スライド番号3のほうに基準値の詳細を紹介しております。

続きまして、次のページ、スライド番号4をごらんください。

大変恐縮でございますが、委員の皆様事前に送りました資料のほうで、類型「A」と「B」の河川数に誤りがございました。正しい河川数は、本日配付したお手元の資料、それから画面に表示のとおりでございます。

説明に戻りまして、水域類型の設定状況についてであります。4ページの資料左上に記載のとおり、上水道など明確な利用目的がある河川や、大規模な開発計画等、河川環境の大きな変化により汚濁の進行が予想される河川。これらを指定することが環境省の通知で示されており、県内では42河川60水域で水域類型を指定しております。

スライド番号5をごらんください。

令和4年度に策定した水域類型の見直しに係る基本方針に基づきまして、「対象とする水域」の欄に記載の「連続して5年以上、上位の水域類型の環境基準を達成した水域」について、BOD75%水質値を基に上位の水域類型への見直しを検討してまいります。

スライド番号6をごらんください。

上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成している水域の見直しについて、ご説明いたします。

表に記載のとおり、現在、上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成している水域は9つあります。しかしながら、これらのうち、水を採取している環境基準点のほうで海水の影響があるのではないかと懸念される水域が5つございます。そうした海水の影響が懸念される地点につきましては、環境基準点の水質だけでは水域全体の環境基準の維持達成状況は判断できないと。令和4年度の水質部会で、こうした見解をいただいております。

このため、現在対応を検討していることから、海水の影響が懸念される水域を除いたNo1から4の水域の見直しを行ないたいと考えております。

スライド番号7をごらんください。

次は、令和5年度、昨年度の環境審議会答申で見直しを求められた水域、「沼川上流」についてであります。

昨年度、沼川の下流水域の水域類型を「D」から「B」に見直しをいたしました。その

際、同じ沼川の上流水域について、こちらは令和4年度までに4年連続してBOD75%水質値が上位の基準を達成しておりましたので、令和5年度の調査結果を踏まえて見直しを検討するようという事で、本審議会から、昨年度答申をいただいております。

令和5年度の調査結果は、公表前ではありますけれども、BOD75%水質値が上位の環境基準を達成していることから、昨年度の答申を踏まえまして、今年度見直しを行ないたいと考えております。

スライド番号8をごらんください。

以上を踏まえまして、今回の環境審議会への諮問内容についてでありますけれども、上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成している水域のうち4つの水域、及び昨年度の環境審議会答申に基づき沼川上流水域について水域類型の指定の見直しをお諮りするものであります。

スライド番号9は、見直し対象の5水域を地図に落とし込んだものであります。

スライド番号10をごらんください。

「環境基準の水域類型の見直し（案）」についてであります。

いずれの水域も1類型上位のBODの環境基準を満たしておりますので、1行目の河津川及び2行目の白田川、それから4行目の芝川下流について、水域類型を「A」から「AA」に、3行目の沼川上流及び5行目の栃山川は「C」から「B」に見直しをしたいと考えております。

次の36ページ、スライド番号11をごらんください。

「今後の予定」でございますけれども、水質部会でご審議いただいた上で、審議会報告・答申。その後、河川管理者との協議等を経まして県告示を行ない、令和7年4月から新たな水域類型を適用していくという手順を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

それではお願いします。ご意見はないですか。

(委員) 「A」から「AA」へ移る川もありまして、非常に本県の河川環境が改善しているということが現われていて、大変よい結果であると理解しております。私としては、結論から言いますと、継続的な調査をある2点の項目においてご検討いただきたいと思います。

まず1点目は、例えば沼川なんかの下流に挙げられると思いますが、当然河川ですから海域等の影響も受けると思うんですね。閉鎖性水域の場合も同じように環境基準があって、その場合はCODを基準に指定していると思うんですが、BODとCOD、数値としては違うと思いますが、今回指定した河川の中の一部としては、BOD値が非常に低いにもかかわらず閉鎖性水域のCOD値がものすごく高いところもあるのではないかと思います。そういったところが、例えば干満によって閉鎖性水域の水が河川のほうに流れ込んでくると、河川床のところに汚泥とかがたまりやすくなるという危険がありますので、ぜひBOD、CODだけではなくて、河川環境を継続的に調査していただきたいというのが1点目です。

もう1点は生物ですね。BODの値がどんどん低くなっているということは、お水は生

物学的には非常にきれいになっているということなんですけれども、それによって河川の生物相も大きく変化していることが危惧されます。ですから、河川水の水質だけではなくて、水辺空間における生物種においても、地域のNPOの方とかいろいろ調べられていると思いますので、そういった方々の情報も勘案しながら河川環境を見直していただければと思っております。

以上です。

(生活環境課長) ご意見ありがとうございます。

まず1点目の、BOD以外のCOD、それから海水の影響についてなんですけれども、水質部会で部会員の先生方にご議論いただくに当たっては、BODの数値だけではなくて、COD、SS、それから大腸菌群数、今は大腸菌数になりましたけれども、こういったもののデータも全てお示ししてご審議をいただく予定でございます。

また、海水の影響については、過去20年の塩素イオン濃度の最大値が4,000mg/L以下であるということが確認できた4水域を今回諮問しておりまして、それ以外のところは、説明で申し上げたとおり、おそれがあるものですから、その環境基準の見直しの方法論についても部会のほうでご検討いただきたいというふうに思っております。

それから2点目の、BODの数値が低下している一方で、「生物相への影響も継続した調査を」というお話でございましたけれども、現在国のほうで、この河川類型に関しまして、水質だけではなくて、景観ですとか生物ですとか、こういった要素も踏まえて、河川類型はどういったものがふさわしいのか、適当なのかというような議論も行なわれているというふうに承知をしております。また我々のほうでも、特定の河川については底生動物の調査を行ったりもしておりますので、今後、いただいたご意見も踏まえまして継続的な調査のほうを行なって観察をしてまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(委員) 国のほうの改定も踏まえて、視野に入れて河川環境を守ろうとする姿勢を伺うことができ、大変ありがたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

ほかに、ございますか。よろしいですか。

この件につきましては、水質に関する知識・経験等を有する方々により専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、水質部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 異議なしと。

オンライン参加の方で、ご異議のある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。ないですね。

異議なしということで、それではそのように決定いたします。

水質部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

・浜名湖圏域流域水循環計画の策定

令和6年6月3日付けで知事から諮問のあった「「浜名湖圏域流域水循環計画」の策定について」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 続きまして、「浜名湖圏域流域水循環計画の策定」につきまして、水資源課長から説明をお願いします。

(水資源課長) 諮問事項の3つ目でございます。

「浜名湖圏域流域水循環計画の策定」についてでございます。

まずは、昨年度、流域水循環計画の基本的な考え方について当審議会でご審議をいただき、誠にありがとうございました。昨年度御審議いただいた計画の策定順に従いまして、本年度、浜名湖圏域における流域水循環計画の策定を進めるに当たりまして、本審議会に再度お諮りいたします。

資料でございますけれども、37ページに諮問書がございます。39ページ以降に諮問内容の説明資料がございますが、本日は、45ページ以降のパワーポイントの資料、資料3-3でございますけれども、こちらを用いて説明させていただきたいと思っております。右肩のスライド番号で案内をさせていただきたいと思っております。

それでは、スライド1を御覧ください。

最初に、流域水循環計画の策定について説明いたします。

近年、猛暑や集中豪雨等の異常気象など、水環境の変化が見られております。こうしたことから、健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図ることが求められていることから、条例第15条に基づきまして、流域ごとに流域水循環計画を策定してまいります。

次のスライドで、本計画策定に関するこれまでの経緯を振り返ります。

スライドの2です。

昨年度は、流域水循環計画の策定に当たり、基本的な考え方を令和5年6月2日に当環境審議会に諮問し、3回にわたり、水循環保全部会において、計画の構成、策定流域の設定、計画の策定順について御審議いただきました。これにつきましては、令和6年1月31日付けで答申されております。策定順が1番となった浜名湖圏域におきまして、流域水循環協議会の設立の準備を開始したところでございます。

次のスライドで、この計画の位置づけやねらいについて見てまいります。

スライド3でございます。

流域水循環計画の策定は、県の条例において規定されているだけではなく、国の水循環基本計画にも「計画の策定に努めるものとする」と記載されております。流域水循環計画を策定した後は内閣官房に情報を提供いたしまして、計画が認定されると国のホームページで公表されるということになります。

次のスライドで、この計画のねらいについて説明いたします。

スライド4です。

本計画には大きく2つのねらいがございます。

1つは、理念や将来目指すべき姿を共有し、これまで個々に実施してきた施策などを連携して実施することが期待されます。上、中、下流域での連携や、国、県、市の連携。図の中では「課題1」という部分になります。あるいは、同一区域、同一課題において取組を実施している民間団体や市民活動団体等との連携が考えられます。図の中の「課

題2」の部分でございます。

もう1つのねらいは、抽出した課題の中で既存施策で対応できていない課題を把握するということでございます。「課題3」の部分がそれに当たります。

次のスライドからは、今回お諮りします浜名湖圏域での流域水循環計画策定について説明いたします。

スライド5です。

浜名湖圏域は、都田川水系と梅田川水系を流域とする面積529km<sup>2</sup>の圏域であり、主に浜名湖とその周辺を一帯とする地域でございます。土地利用や水利用、その他の圏域の特徴は、右側の表に示すとおりでございます。

計画の構成について、次のスライドで説明いたします。

スライドの6です。

計画の構成案は、昨年度答申いただいた基本的な構成をベースといたします。まずは、1、県全域、あるいは浜名湖圏域内における現状と課題の整理をいたします。整理した課題を踏まえて、2、「理念や将来目指すべき姿」を定めてまいります。理念に沿って、3、「健全な水循環の維持または回復に関する目標」を設定し、4、「目標を達成するために実施する施策」を記載します。その上で、計画策定後に施策の進捗を把握できるようにするため、5、「健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標」を設定いたします。

次のスライドでは、浜名湖圏域における現状と課題について説明いたします。

スライドの7です。

浜名湖圏域の現状と課題について、「水質」「水量」「災害・治水」「自然環境」「暮らし」の軸に沿ってまとめてあります。

この表中の「現状」及び「課題」ですけれども、これは事務局が、これまでの調査やデータを基に整理したものでございますので、今後、水循環保全部会、流域水循環協議会において整理した上で計画に反映してまいりたいと思います。

次に、圏域内でどのような施策が実施されているかを示します。

スライドの8です。

今回策定する流域水循環計画に関係する計画を示してございます。赤枠の中に、浜名湖圏域に係る各計画や施策を取りまとめておりますけれども、現状においても様々な計画が存在していることが分かります。これらの施策を、それぞれの主体や県の部局において取り組んでいる状況でございます。

次のスライドで、浜名湖圏域流域水循環協議会の設立について説明いたします。

スライドの9です。

国の水循環基本計画にも、「地域の実情に応じて流域水循環協議会の設置を推進するよう努める」。そして、「流域水循環協議会は、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を柔軟かつ段階的に推進するよう努める」というような記載がございます。これに基づきまして、浜名湖圏域は、先月5月23日に浜名湖圏域流域水循環協議会を立ち上げてございます。当協議会は、国、県及び市の関係部局で構成しております。

それでは、浜名湖圏域においてどのように協議を進めていくか、次のスライドで説明いたします。

スライドの10でございます。

左下にある浜名湖圏域流域水循環協議会において検討・協議を行い、計画案を策定いたします。県は、協議会からの報告を受けた計画案について、適時、左上の県の水循環保全本部における流域対策検討部会で検討いたします。また、環境審議会にお諮りするとともに、水循環保全部会の御意見も踏まえ策定を進めてまいります。

さらには、右下でございますが、関係団体や事業者等に対しましてはアンケートや聞き取り等の方法により意見を集約いたします。このようにして最終的に作成した案を、県水循環保全部会にて決定いたします。

最後に、計画の策定スケジュールについて、次のスライドで説明いたします。

スライドの 11 です。

黒枠で囲まれた部分が環境審議会に関係する部分でございますけれども、本日の審議会への諮問の後、水循環保全部会において 3 回程度審議を行いまして、いただいた御意見を計画に反映してまいります。

①の部分でございますけれども、現状と課題、理念を整理した段階で開催を予定しております。②、目標・施策を取りまとめた段階、③、計画案がまとまった段階、それぞれで御審議をお願いする予定でございます。そして、1 月に審議会から答申をいただいた後、2 月にパブリックコメントを聴取し、3 月に計画の決定を目指してまいります。

以上で「浜名湖圏域流域水循環計画の策定」についての説明を終わります。よろしくお祈りいたします。

(会長) ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

(委員) 浜名湖圏域流域水循環計画というものを今回策定されて、非常に私はよかったなと思っておりますし、県内ではほかにも流域を指定しておりますから、今回の浜名湖圏域を指定して、それをどのような形で計画を進めていくのかというのがひな形になると思いますので、今回は非常に重要な御提案をされたのかなと思っております。

1 点ちょっと教えていただきたいんですが、これはもうあくまでも教えていただきたいところなんですが、これまで流域の水循環条例の第 15 条の中に、それぞれ流域の循環計画を立てていく上では、緊急性の高い順に計画を立てていくということがございました。前回、表を作っていたいただいて、どういったところに問題があるのかと。そして、その表以外にも多面的に緊急性というのを議論しているという説明があったかと理解しているんですけれども、今回ですと、40 のページの (2) の「浜名湖圏域の現状及び課題」の表 1 の中に、そういう緊急性にまつわるような内容が記載されていると理解しております。

可能であればということなんですが、どういったところが特に緊急性があるのかということと、この表 1 に書いてある中で、どういったものを優先的に取り組んでいくのか。そういったことが、何かしら青写真のようなものがありましたら教えていただければなと思っております。よろしいでしょうか。

(水資源課長) ありがとうございます。

現状と課題の整理において、昨年度、緊急性の高い順にということと定めたわけでございますけれども、昨年度は各圏域と相対的に比べた部分がございまして、それが本当にその圏域にとって課題となっているかどうかというものは、また今後改めて検証して

いかないといけないかなと思っているところでございます。

浜名湖圏域におきましては、やはり浜名湖の水質というものが大きな問題になっているのと、地下水の関係では、湖西市の方で、西岸も東岸も塩水化が一部継続しているところもありますので、そういったところも課題ということで検討してまいりたいと思います。あと希少な動植物が多いので、浜名湖を中心として、北部、東部、西部、当然浜名湖自体もそうなんですけれども、そういうものも盛り込んでいかなければいけないというふうに認識しております。

以上でございます。

(委員) ありがとうございます。私も賛成でございます。

本県は非常に自然環境に富んだ県でございますので、希少種も多くありますし、浜名湖自身が、アマモとかアサリとか、絶滅に脅かされているような状況もございますので、ぜひそういったものに優先的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ちょっと話が変わってしまうかもしれませんが、都田川水系のBOD値というのはそれほど悪くない。しかし浜名湖自体は非常に環境が以前と変わって悪くなってしまっているという状況にあります。ですから、ここに書いてある表以外の部分でも、ひょっとしたら非常に取組まないといけない突発的な問題とか新たな問題が調査をする上で抽出できてくるのではないのかなと期待をしておりますので、ぜひここに書いてある課題だけではなくて、広い視野を持って、流域環境の水循環について良い方向に回るように取り組んでいただければと思います。

以上です。

(会長) 建設的な意見、ありがとうございます。

ほかにございますか。

ないようですので、この件につきましては、水循環に関する知識・経験等を有する方々により専門的な見地から詳細な審議を行う必要があると考えます。つきましては、水循環保全部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 異議なしということで。

オンライン参加の方で御異議のある場合は、「挙手」ボタンにてお知らせください。

オンラインのほうも異議がないということで、異議なしということにさせていただきます。

それではそのように決定いたします。

水循環保全部会では、先ほど出ました御意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

### (3) 審議事項

- ・静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について

静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について、事務局から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 続いて、審議事項に移ります。

本日は審議事項が1件あります。「静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について」につきまして審議を行います。

これについては、環境政策課長及び水資源課長から説明をお願いします。

(環境政策課長) 審議事項、「静岡県環境審議会条例に基づく決議事項」につきまして、私と水資源課長から御説明させていただきます。

まず、資料、飛んで申し訳ございませんが、お戻りいただきまして、7ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、県の環境審議会条例の本文でございますけれども、その第5条の第5項でございますが、下線を引いてある部分をごらんいただきたいと思っておりますが、これによりまして、「審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」という規定がされてございます。

この規程に基づきまして過去の当審議会におきまして決議がなされておりました、それが51ページの資料4-1になるんですけれども、また飛んで申し訳ございません。51ページをごらんいただきたいと思っております。

この51ページは新旧対照表になっておりまして、左側が直近の平成16年の決議事項、右側が今回の改正案になっております。

左側の、現行の決議事項でございますが、1の(1)から(4)に記載の4つ。自然公園の公園事業の決定、変更。それから鳥獣保護法の猟区の維持管理の委託。それから温泉法の個別許可案件。これらにつきましては、軽微な事項でありましたり機動的な対応を要するというところで、部会の決議をもちまして当審議会の決議とする旨、平成16年に決議をいただいているところでございます。

今回、水資源保全地域の指定の関係で、他法令の区域指定の変更に伴って水資源保全地域の区域を変更するものにつきましては、裁量の余地が少ないということもありますので、決議事項に新たに第5号として追加をお願いするものでございます。

詳しい内容につきましては、この後水資源課長から御説明を申し上げます。

また、今回の改正に合わせて、表題と、それから決議の冒頭の柱書き部分、それから附則の追加等についても併せて改正をさせていただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上であります。

(水資源課長) 引き続きまして、資料の52ページ、資料4-2を御覧ください。

「水源保全地域の指定の区域の変更における審議の進め方」について説明させていただきます。

「これまでの経緯」でございますが、水循環保全条例第16条に基づきまして、水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を水源保全地域として指定しております。指定にあっては、森林の水源涵養機能に着目し、地域森林計画の対象森林——この後は「5条森林」というふうに説明させていただきますが、この5条森林の区域を水源保全地域として指定しております。これは令和4年11月の環境審議

会で適当である旨の答申を得ております。54 ページ、資料 4－3 に添付してございます。

「課題」でございます。

水源保全地域を指定したことで、当該地域内において土地取引や開発行為を行う者は届出を提出していただくことが必要となります。5 条森林の区域はほぼ毎年変更になることから、これに合わせて水源保全地域を変更する必要性が生じます。現状では、水源保全地域の変更は環境審議会への意見聴取を経るということが必要となっているところでございます。

しかし、令和 4 年の審議会答申で示された考え方、5 条森林イコール水源保全地域という考えに基づくことから、水源保全地域の変更に関する本審議会における実質的な議論の余地は少ないというふうに考えられております。

また、通常の手続を踏まえますと、資料中段の①から③の手続が必要となり、5 条森林の区域の変更が行われてから水源保全地域の区域の変更までに時間を要してしまうことが起こります。

「今後の審議の進め方について」でございますけれども、先ほど環境政策課長から説明があったとおり、決議事項に新たに追加していただき、部会の決議をもって審議会の決議とさせていただきます、審議の手続を短縮したいというものでございます。

「その他」でございます。

決議事項は、あくまでも 5 条森林の変更に伴うものに限るということでございまして、それ以外の変更に関しては通常の手続によるものといたします。

説明は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

(委員) 議事進行を円滑にするという上で、私は特に問題ないかなと思っておりますが、一点だけ確認させてください。

静岡県の条例の第 4 章に、「水源保全地域における適正な土地利用の確保」というものがございます。この 16 条の第 2 項のほうに「知事は」という表現がありまして、その最後のほうに、「市町の長並びに審議会の意見を聴かなければならない」という形で終わっております。そう考えますと、今回の決議は、この 16 条の 2 項に留意して行われるということだと理解しているんですが、この 16 条の 2 項をそのままにしておくのか、それともこの 16 条の 2 項に対して今回は優位に行うというのをこの場で確認するのか、どちらがよろしいのでしょうか。

(水資源課長) ありがとうございます。

市町並びに関係者の意見ということなんですけれども、これは部会の決議をもってということにはなるんですけれども、確実に 1 か月間程度の公告・縦覧を行うということがありますので、その中で行いつつ、丁寧に関係市町には、このことについて諮っていきたいというふうに考えております。

(委員) ちょっと私が勘違いしている可能性もありますので、16 条の 2 項のほうを少し見ていただいて、市町の意見も聴くということになるとかなり時間がかかりますから、16 条の 2 項についても改定が必要であるのならば、御検討いただければと思っております。

結論は、最初に申し上げたとおり、今回のように議論を円滑に進めるということについては賛成でございます。

(水資源課長) ありがとうございます。

こちらについても、5条森林が変わったということで、速やかに、水源保全地域を変えるという動きを今後はしていきたいと思っていますので、場合によってはこの条例のほうも見直すことがあるかもしれませんが、今のところは先ほど申した手順でやっていきたいというふうに思っております。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員) 私も、今回の改定についてはこのやり方でいいと思うんですが、以前の改定、平成16年の決定事項で、(5)の「その他審議会会長が認めるもの」というのが追加されているみたいなんですけれども、これは何でこのときこういうのが決まったんですかね。どういう内容のものが、こういう部会で決めるものになるというようなことを想定して追加したのか。すみません。前の資料で、またそのままそれを追加されているわけですよ。

なので、例えば今回のやつも、そういうふうに審議会の会長が認めたらいいということなのかなと思ってしまったので、このときに、この審議会会長が追加するもの。こういうふういろんな部会ができたりとかというときのことを想定してつくったのか、それともこれは、別にもっと「こういう事情のときに部会の決定でオーケーにする」というふうにしたのか、教えてください。

(環境政策課長) ただいまの事項でございますが、平成16年のときに、この1の第5については既に規定がされておりまして、これはもともと平成13年に第1回の決議をいただいたんですけれども、そのときから存在していた条項になります。

想定といたしましては、本来これをこの全体会にお諮りをして、部会の決定を審議会の決定とするべきところなんですけれども、まれに審議会の性質上、非常に緊急的に何か決定をしなければいけないときに、審議会の会長の判断に基づきまして緊急で対応することができるということを念頭に置いて、この第5号が規定されたものと思われま。

以上でございます。

(委員) 具体的には？

(環境政策課長) 具体的な案件は、ちょっとすみません。すぐには思いつきません。

(委員) すみません。昔のことで。

ただ、結構臨機応変にできるということですよ。緊急のときには対応できるという条項が入っているのにこうやって追加していくわけですから、これは一体何のためにあるのかというふうにちょっと考えてしまったので。すみません。また教えてください。

(環境政策課長) ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、そういったことがあるためにここに規定があるんじゃないかというのはごもっともでございますけれども、審議会の決定事項というのは非常に重いものでございまして、原則的には、全体会、あるいは部会におきまして十分な審議が行われることが大前提でございますので、これをむやみと適用するということは望ましいことではありませんので、基本的には、この審議会で御審議いただくことを基本にいたしまして、その他特別な事由があることに限って、この条項に基づいて対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(会長) 会長としましても、部会から上がってきたやつは許可していますけれども、個別に認めるということはしておりませんので、今まで。それだけです。よろしいですか。

(委員) はい、分かりました。

(会長) それでは、意見も出尽くしたようですので、お諮りします。

本案件については、事務局からの説明のとおり、部会での専決事項とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) はい、異議なしということで。

オンラインの方は、御異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。

オンラインの方も異議なしということで、それではそのように決定いたします。

#### (4) 部会審議結果等の報告

##### ・温泉部会審議結果

令和6年1月16日に諮問され、温泉部会部会で審議(2月16日)後、答申された、「温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請」について、温泉部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

(会長) 本日は、部会からの報告事項が1件あります。「温泉部会の審議結果」について報告を求めます。

それでは、衛生課長、よろしく申し上げます。

(衛生課長) 令和5年度第3回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。

お手元の資料5をごらんください。

「温泉部会審議結果(令和5年度第3回)」でございます。

令和6年2月16日に温泉部会の審議を行ないました。諮問事項である温泉法に基づく土地掘削の許可申請に係る第1号議案につきましては、審議の結果、申請のとおり許可することが適当であるという結論をいただきまして、2月20日付けで知事へ答申いたしました。

「温泉部会の審議結果」は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。

では、お願いします。

こういう場合ですね。温泉部会から上がってきて、先に出ているという感じで。

特にないですかね。では、報告です。

以上をもちまして、本日予定されている議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。いいですか。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定されていましたが議事は終了いたしました。ほかに委員のほうから何かございますでしょうか。

特にならなければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。